

## 西予市予定価格事前公表実施要領

平成18年3月29日

西予市訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事(以下「工事」という。)、物品の買入れ、製造の請負、修繕及び役務提供業務委託(工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。)等並びに財産の売払い(以下「工事等」という。)における入札及び契約手続きの一層の透明性・公平性・競争性の確保を図るために、予定価格の事前公表を実施するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 工事等に係る予定価格の事前公表とは、西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)第8条第1項(規則第21条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格を当該工事等に係る入札を執行する前に入札参加者に公表することをいう。

(対象)

第3条 予定価格の事前公表の対象は、競争入札に付するすべての工事等とする。ただし、市長が事前公表を行うことが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表の方法については、入札方式ごとに、次に掲げる方法とする。

- (1) 一般競争入札の場合 入札公告において予定価格を明らかにする。
- (2) 指名競争入札の場合 入札通知書に予定価格を記載する。

(工事費内訳書)

第5条 設計金額の事前公表の対象のうち、工事については、入札に際し、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるとし、あらかじめその旨を入札公告又は入札通知書において明らかにするものとする。

(入札の辞退等)

第6条 事前公表を行った場合において、入札参加者は見積もった金額が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を辞退することができる。この場合、辞退したことをもって、不利益な取扱いはしないものとする。

- (1) 支出の原因となる契約に係る入札にあつては、予定価格を超える場合
- (2) 収入の原因となる契約に係る入札にあつては、予定価格に満たない場合

- 2 支出の原因となる契約に係る入札を指名競争入札で行う場合にあつては、入札通知書に「見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。」と記載するものとする。
- 3 第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則([平成24年西予市訓令第13号](#))

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日の前日までに一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則([平成25年西予市訓令第9号](#))

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則([令和4年西予市訓令第36号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。